

# 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

医療法人百藤会  
理事長

改正女性活躍推進法にもとづき、女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

## 1 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間とする。

## 2 目標と取組内容及び実施時期

目標1：管理職（マネージャー級以上）に占める女性労働者の割合を60%以上にする。

《取組内容》

- 令和4年 4月～  
経営層や管理職などを対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換を実施
- 令和4年 9月～  
管理職養成のための研修カリキュラム作成及び昇進・昇格の評価基準や運用等の確認及び見直しを検討しキャリアパスを再構築する
- 令和5年 4月～  
管理職候補の女性職員を対象としたマネジメント基礎研修を実施（年2回）
- 令和5年10月～  
管理職候補の女性職員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施

目標2：男女とも専門職の平均勤続年数を9年以上とする。

《取組内容》

- 令和4年 4月～  
各専門職種の過去1年間の平均残業時間を部署、職種ごとに確認
- 令和4年 6月～  
育児休業及び介護休業などの規定の見直し案の策定を行う
- 令和4年10月～  
諸規定の見直し案の策定に基づき、職員からのヒアリングを行う
- 令和5年 4月～  
全職員を対象にシフト制度（時差出勤）、時短勤務等の実態調査を行う
- 令和6年 1月～  
実態調査に基づき、改定を行い試行的な運用を開始する